

## 分析受委託基本契約書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と株式会社住化分析センター（以下「乙」という）とは、次のとおり分析受委託契約を締結する。

### [契約の目的]

第1条 甲は、第2条に定める委託課題に関する分析（以下「本分析」という）を乙に委託し、乙はこれを受託するにあたり、共通する事項について定める。

### [個別契約の要項]

第2条 個別契約の要項は次の各号のとおりとする。

- （1） 委託課題 : 分析業務全般から、乙の定める様式の依頼書にしたがって、甲が乙に委託した課題
- （2） 分析内容 : 委託課題毎に別途定められた内容
- （3） 分析期間 : 委託課題毎に別途定められた期間
- （4） 分析委託金 : 委託課題毎に別途定められた金額

### [技術情報・分析試料の提供]

第3条 甲は、本分析に必要な技術情報および分析試料（以下あわせて「本技術情報等」という）を無償で乙に提供する。

2. 乙は、前項規定の本技術情報等を本分析の目的のみに使用し、甲の書面による事前の同意なく他の目的に一切使用しない。

### [報告書]

第4条 乙は、本分析結果の報告書を委託課題毎に定められた期日までに甲に提出する。

2. 甲は、分析期間中においても乙に本分析の進捗状況について報告を求めることができる。

### [報告書提出期限の変更]

第5条 乙が、第4条第1項に定める期日までに本分析結果を報告できないと見込まれるときは、事前に相当の遅延理由等を付して甲に申し出るものとし、その承諾を得て期日を延長することができる。

### [技術情報等の返還]

第6条 乙は、甲の指示を受けた場合、返還可能な本技術情報等を本分析終了後速やかに甲に返還する。

### [分析委託金の支払い]

第7条 甲は、第2条第4号に定める分析委託金を消費税額相当分とあわせて、乙が発行する請求書に記載された期日までに乙の指定する銀行口座に振り込み支払う。銀行振込手数料は、

甲の負担とする。

[秘密保持]

第8条 乙は、本分析の内容、結果および本技術情報等のうち秘密と特定された事項に関して秘密を厳守し、事前に甲の書面による同意を得た場合を除き、これを第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

2. 前項の他、甲および乙は、本契約締結に伴う相互の接触交流により知り得た相手方の業務上の情報のうち秘密と特定された事項について秘密を厳守し、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、これを第三者に開示もしくは漏洩したり、本契約の目的以外の目的に使用してはならない。

3. 第1項、第2項および第3条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは本契約に基づく秘密保持義務は適用されない。

(1) 相手方から開示を受けたとき、すでに公知または公用となっていたもの

(2) 相手方から開示を受けたとき、すでに自ら保有していたことを立証しうるもの

(3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらないで公知または公用となったもの

(4) 正当な権利を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手した  
もの

(5) 独自に開発したことを立証しうるもの

[第三者への説明、報告等に関わる甲への協力および分析の追加・修正]

第9条 本分析に関する第三者の質疑に対し、甲が説明、報告等の義務を負う場合、乙は本分析実施者として分析記録の提供、説明等に関し、甲に協力する。それに伴う乙の発生費用は、甲が負担する。

2. 本分析結果に関し、甲が第三者から分析の追加あるいは修正等について要請を受けた場合、乙は甲に協力する。それに伴う乙の発生費用は、甲が負担する。

3. その他、甲から乙に再分析の要請があるときは、甲・乙協議し、その合意に基づき乙は再分析を実施する。それに伴う乙の発生費用は、甲が負担する。

[成果の帰属]

第10条 本分析中に発生した全てのデータ、発見および特許取得可能な発明および分析の成果は、甲の所有とする。ただし、分析方法の開発あるいは分析の実施過程に発生した分析方法に関する成果は除外される。なお、特許出願の可否については、甲乙協議のうえ決定する。

[公表]

第11条 本分析の全部または一部につき甲が公表したいときは、第8条第2項の規定を遵守したうえでいつでもこれを行うことができる。ただし、その内容については、事前に乙の了解を得る。また、乙は甲の許可なくして本分析の全部または一部を公表してはならない。

[責任]

第12条 乙の責めに帰すべき理由によって甲が本分析の全部または一部の再実施を余儀なくされたときは、乙は無償で当該再分析を速やかに行う。

[反社会的勢力の排除]

第13条 甲および乙は、自己および自己の社員が、本契約締結日現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲または乙は、相手方が前項に定める確約に反して、反社会的勢力または前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、相手方が有する期限の利益を喪失させ、また通知または催告その他何らの手続き、および相手方へのいかなる損害の賠償も要せず、直ちに相手方に対する債務の履行を停止し、または本契約の全部もしくは一部または個別契約を解除もしくは解約することができ、これにより自らが被った損害の賠償を請求することができる。

[契約期間]

第14条 本契約の有効期間は本契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヵ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示のない時は、同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2. 本条第1項の規定にかかわらず、第3条第2項、第8条、第9条、第10条、第11条および第12条の各規定は、該当する委託課題の終了後も5年間、また第13条の規定は本契約の終了後も期間の定めなく有効に存続する。

[期限の利益の喪失等]

第15条 甲および乙は、次の各号の一に該当するときは、本契約または個別契約に基づくと否とを問わず、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失い、即時その全部の履行をしなければならない。この場合、相手方は、何らの催告および自己の債務の履行を要せず、直ちに本契約および個別契約を解除することができる。

- (1) 破産、再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立を受け、または自らこれを申立てたとき
- (2) その財産につき差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てを受けたとき、または公租公課を

滞納したとき

- (3) 自らの財産または自らの債務のために第三者が担保提供した財産につき、法定の手続きによると否とを問わず、担保権の実行の着手がなされたとき
  - (4) 手形を不渡りとする等支払を停止し、もしくは支払不能の状況にあると認められるとき
  - (5) 重要な営業の譲渡または財産の譲渡、営業の廃止もしくは変更、解散、株主の著しい変動その他会社資産、信用または事業に重大なる変更が生じたとき、または組織変更の決議を行い、または決議を経ずこれらの行為を行ったとき
  - (6) 監督官庁から営業の停止処分、営業の免許もしくは登録の取消処分を受けたとき
  - (7) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められるとき
  - (8) 本契約または個別契約に基づく金銭の支払いを期日までに行わなかったとき
  - (9) 本契約または個別契約の金銭支払い義務に関する条項以外の各条項の一に違反し、かつ違反事実を知った日から、または相手方から違反是正の催告を受けた日のいずれか早い日から30日以内に違反を是正しなかったとき
  - (10) 本契約を継続しがたい背信行為があるとき
  - (11) その他前各号に準じる場合
2. 前項の定めは、解除権を行使した当事者が、相手方に対して損害賠償請求その他の処置をとることを妨げない。

[不可抗力]

第16条 天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、輸送機関の事故その他の乙の責に帰しえない事由による本業務の全部または一部の履行または履行不能ないし不完全履行を生じた場合には、甲または乙は相手方にその旨を通知することにより分析を終了させることができる。このような状況における分析の終了にともなう費用・経費の取り扱いは甲乙協議してその措置を決定する。

[協議事項]

第17条 本契約に定めのない事項ならびに疑義ある事項または変更を必要とする事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約締結の証しとして、本書2通を作成し、記名捺印のうえ甲乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都□□区△△△△1丁目1番地  
株式会社○○○○  
担当部長 日本 太郎

乙 東京都文京区本郷三丁目2番5号  
株式会社住化分析センター  
担当営業部門長 ○○ ○○

# 見本